

【韓国】 重大な産業災害等の処罰及び防止に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 重大な産業災害、社会的事故等を起こした事業主等に対する処罰等に関連し、2021年1月26日、「重大災害の処罰等に関する法律」が制定された。

1 背景と経緯

近年の重大な労働災害及び2014年4月のセウォル号沈没事故¹等の市民を巻き込む社会的災害、2010年代以降に問題になった加湿器用殺菌剤による死傷事件等の製造物の欠陥による消費者被害事件等を踏まえて、責任者の処罰等に関する「重大災害の処罰等に関する法律」²が2021年1月26日に制定された。この法律は、2020年に複数の国会議員らによって提出された、重大災害の処罰等に関する5件の法案³をまとめた代案⁴が2021年1月8日に国会を通過し、制定されたものである。本則全16か条、附則2か条から成り、第16条を除いては2022年1月27日に施行される⁵。

2 制定法の概要

(1) 定義

この法律において、重大産業災害及び重大市民災害を「重大災害」と規定する。「重大産業災害」とは、「産業安全保健法」⁶第2条第1号による産業災害のうち、死亡者が1名以上発生し、同一事故により6か月以上の治療を要する負傷者が2名以上発生し、又は同一有害要因に

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年3月10日である。

¹ 2014年4月16日、韓国南西部の珍島（チンド）郡の海上で、航行中の大型フェリー「セウォル号」が沈没し、乗客に多くの死亡者、行方不明者が出た事故。藤原夏人「【韓国】セウォル号関連法の制定—政府組織再編と天下り規制—」『外国の立法』No.262-1, 2015.1, pp.16-17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8896332_po_02620108.pdf?contentNo=1>

² 「중대재해 처벌 등에 관한 법률 (법률 제 17907 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228817&ancYd=20210126&ancNo=17907&efYd=20220127&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

³ 「[2100377]중대재해에 대한 기업 및 책임자 처벌 등에 관한 법률안 (강은미의원 등 14 인)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C2Z0G0B611V1G1Y4F5L0B411B8Y9L0>; 「[2105290]중대재해에 대한 기업 및 정부 책임자 처벌법안 (박주민의의원 등 45 인)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B2Z0J1Y111A1O0H8P5S6N3M3Z4K4P9>; 「[2105421]중대재해에 대한 기업 및 정부 책임자 처벌법안 (이탄희의원 등 11 인)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G2D0A1T1R1C6E1D3G4V9G0U0X1A4O6>; 「[2106019]중대재해 예방을 위한 기업의 책임 강화에 관한 법률안 (임이자의원 등 10 인)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X2W0C1J2U0B1D1R8N4V4E4L7Z8Y5V6>; 「[2106436]중대재해에 대한 기업 및 정부 책임자 처벌법안 (박범계의원 등 12 인)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G2N0C1E2I1S1U1M4R5K4B2H6A2F2H7>

⁴ 「[2107249]중대재해 처벌 등에 관한 법률안 (대안) (법제사법위원장)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_A2K1J0U1T0Q8A1P1J2L8T1Q4A7N3Y1>

⁵ 附則第1条により、第16条は公布と同時に施行され、個人事業者又は常時勤労者が50名未満の事業若しくは事業場（建設業は工事金額が50億ウォン未満の工事）については、公布後3年が経過した日から施行される。

⁶ 「「産業災害」とは、労働を提供する者が業務に係る建設物・設備・原材料・ガス・蒸気・粉じん等により、又は作業その他の業務により死亡又は負傷し、又は疾病にかかることをいう。」「산업안전보건법 (법률 제 17326 호)」第2条第1号, 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218289&ancYd=20200526&ancNo=17326&efYd=20210116&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

より急性中毒等の大統領令で定める職業性疾病者が1年以内に3名以上発生する結果を引き起こした災害をいう。「重大市民災害」とは、特定原料、製造物、公共利用施設又は公共交通手段の設計、製造、設置、管理上の欠陥を原因として発生した災害であって、死亡者が1名以上発生、同一事故により2か月以上の治療を要する負傷者が10名以上発生、又は同一原因により3か月以上の治療を要する疾病者が10名以上発生する結果を引き起こした災害のうち、重大産業災害を除くものをいう（第2条）。

(2) 重大産業災害

常時勤労者が5名未満の事業又は事業場の事業主（個人事業主に限定。以下同様）又は経営責任者等には、第2章「重大産業災害」（第3条～第8条）の規定を適用しない（第3条）。事業主又は経営責任者等は、事業主、法人又は機関が実質的に支配・運営・管理する事業又は事業場において、従事者の安全・保健上の有害又は危険を防止するための措置を採らなければならない（第4条）、事業主、法人又は機関が第三者に請負、用役、委託等を行った場合、その施設、装備、場所等について実質的に支配・運営・管理する責任がある場合には、第三者の従事者に重大産業災害が発生しないよう措置を採らなければならない（第5条）。第4条又は第5条に違反し、死亡者が1名以上発生する重大産業災害を起こした事業主又は経営責任者等は、1年以上の懲役又は10億ウォン⁷以下の罰金に、それ以外の重大産業災害を起こした事業主又は経営責任者等は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する（第6条）。

(3) 重大市民災害

事業主又は経営責任者等は、事業主、法人又は機関が実質的に支配・運営・管理する事業又は事業場で生産・製造・販売・流通する原料又は製造物の利用者又はその他の者の生命・身体の安全のための措置を採らなければならない、事業主、法人又は機関が実質的に支配・運営・管理する公共利用施設・公共交通手段の利用者又は他の者の生命、身体の安全のための措置を採らなければならない。あわせて、事業主又は経営責任者等は、事業主、法人又は機関が公共利用施設・公共交通手段に関連し第三者に請負、用役、委託等を行った場合、その施設、装備、場所等について実質的に支配・運営・管理する責任がある場合には、その利用者又はその他の者の生命、身体の安全のための措置を採らなければならない（第9条）。第9条に違反し、死亡者が1名以上発生する重大市民災害を起こした事業主又は経営責任者等は、1年以上の懲役又は10億ウォン以下の罰金に、それ以外の重大市民災害を起こした事業主又は経営責任者等は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する（第10条）。

(4) 補則

事業主又は経営責任者等が、故意又は重大な過失によりこの法律で定めた義務に違反し、重大災害を発生させた場合、当該事業主、法人又は機関が、重大災害により被害を被った者に対し、その損害額の5倍を超えない範囲で賠償責任を負う（第15条）。政府は、重大災害予防並びに市民及び従事者の安全及び健康の確保のため、重大災害の総合的な予防対策の策定・実施及び発生原因分析、事業主、法人及び機関の安全衛生管理体制の構築支援並びに重大災害予防のための技術支援及び指導、教育及び広報を実施しなければならない。また、政府は、重大災害予防のための措置の履行等の状況及び重大災害予防事業の支援現況を、半期ごとに国会の所管常任委員会に報告しなければならない（第16条）。

⁷ 1ウォンは約0.1円（令和3年3月分報告省令レート）。